

# 利 用 上 の 注 意

## 商業統計調査について

### 1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

### 2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

### 3. 調査の期日

平成 11 年商業統計調査は、平成 11 年 7 月 1 日で実施した。

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとし、今回が第一回目の調査であり、総務庁所管の「事業所・企業統計調査」との同時調査により実施した。

### 4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 I-卸売・小売業、飲食店」に属する事業所のうち、飲食店を除く全国の事業所である。

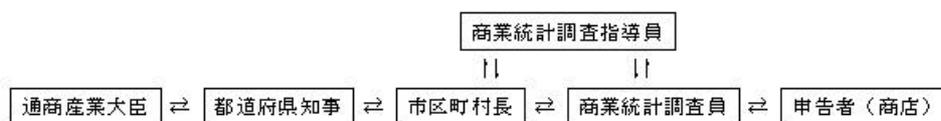
調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所（売店等）また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とするが、次のものは、民営の事業所であっても調査の対象としない。  
・駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所。ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

### 5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。

なお、調査方法は、申告者（商店）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による。



### 6. 統計表利用のための主な用語の説明

#### (1) 商店

主として有体的商品の売買業務を行う事業所、すなわち一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行う事業所をいう。

#### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所

製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合は卸売事業所となる。

「代理商，仲立業」とは、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をするか否かにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所。なお、「代理商，仲立業」は、一般に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

主として個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を購入し、販売する事業所

商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とするが、修理を専業としている事業所は、修理業（大分類 L-サービス業）である。この場合は、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはみなさない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に小売するもの）

例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局などは製造小売の事業所となる。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する事業所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

「訪問販売」とは、セールスマンが消費者の家庭等を訪問し、商品の現物もしくは商品カタログなどを示して説明し、商品を販売するもので、販売者が営業所、代理店、その他一定期間にわたり商品を陳列し、それを販売する場所（常設の展示会場など）以外の場所で契約を締結して行う商品の販売方法をいう。

「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、インターネット、カタログ等を用いて消費者にPRを行い、販売業者が消費者から郵便などの通信手段（電話、ファクシミリ、郵便振替、銀行振込等）による販売申込みを受け行う商品の販売方法をいう。

### (4) 従業者

平成 11 年 7 月 1 日現在で、この事業所に所属している従業者をいう。商業統計調査でいう従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、「他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請けとして別経営の事業所へ行っている人」を含んでいる。

なお、従業者に「臨時雇用者」、「派遣・下請従業者」を併せたものを就業者としている。

「有給役員」とは、法人、団体の役員で給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても事務職員や労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則により給与を受けている人は「常用雇用者」に含める。

「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている人

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成11年の5月と6月にそれぞれ18日以上雇用され、調査日現在も雇用（臨時及び日雇の者を含む）されている人

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

「派遣・下請従業者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

(5) 年間販売額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。なお、「代理商、仲立業」については年間販売額の調査をしていない。

(6) その他の収入額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

「サービス業収入額」とは、クリーニング、DPE取次手数料などのサービスの提供により得た収入額をいう。

「製造業出荷額」とは、製造した商品を出荷した場合、その出荷額をいう。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成11年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（飲食部門（食堂・喫茶）、屋外展示場（植木、石材等）、事務室、倉庫等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具・畳・宗教用具小売業のうち建具小売業及び畳小売業に該当する事業所、ガソリンスタンド、新聞小売業、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していない。

(8) 営業時間（小売業のみ）

原則、調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(9) 業態別統計の数値について

平成11年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

7. 記号及び注記

(1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2) 「年間販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(4) 「売場面積1㎡当たり年間販売額」は、売場面積を持つ商店についてのみ算出している。

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品	売場面積	営業時間	備 考
1.百貨店					(注) 「541 百貨店」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある商店であって、従業員が50人以上の商店をいい、ここでは「1.百貨店」及び「2.総合スーパー」がこれに当たる。
1 大型百貨店	×		3,000 m <sup>2</sup> 以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000 m <sup>2</sup> 以上)		
2 その他の百貨店			3,000 m <sup>2</sup> 未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000 m <sup>2</sup> 未満)		
2.総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3,000 m <sup>2</sup> 以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000 m <sup>2</sup> 以上)		
2 中型総合スーパー			3,000 m <sup>2</sup> 未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000 m <sup>2</sup> 未満)		
3.専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250 m <sup>2</sup> 以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
4.コンビニエンスストア		飲食料品を取り扱っていること	30 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	14 時間以上	
うち終日営業店				終日営業	
5.その他のスーパー					2,3,4 以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					
6.専門店					
1 衣料品専門店	×	551,552,553,554,559 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		562,563,564,565,566, 567,568,56A,56B,56C, のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		57A,57B,57C,572,581, 582,583,584,589,591, 592,593,594,595,596, 597,598,59D,59Eのい ずれかが90%以上			
7.中心店					6 に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
8.その他の小売店					1,6,7 以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注2)	×				

(注1) セルフ方式店とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店をいう

(注2) 各種商品取扱店とは、「549 その他の各種商品小売業」に格付けされた小売商店であって、「5.その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している商店、「8.その他の商店」はセルフサービス方式を採用していない商店をいう

なお、「549 その他の各種商品小売業」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、そのいずれもが小売販売額の50%に満たない商店であって、従業員が50人未満の商店をいう

## その他の注意事項

### 1. 前回は（増減率）

本文中及び統計表中の「前回は（増減率）」については、平成 11 年調査において事業所の捕捉を行ったことから、平成 9 年以前の数値と整合性を保ち、時系列を考慮したもので算出している。このため公表数値により算出した値とは一致しない。

### 2. 掲載値の転載

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部 平成 11 年商業統計速報」による旨を明記されたい。

### 3. 公 表

平成 11 年商業統計調査の集計結果は、以下の刊行物により公表する予定。

(1) 商業統計速報（活版）（公表は平成12年6月中旬を予定）

(2) 商業統計表（公表は、平成12年10月末日以降を予定）

#### 第 1 巻 産業編（総括表）

主として産業分類別の従業者規模別、年間販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を掲載。

#### 第 2 巻 産業編（都道府県表）

主として都道府県別、13 大都市別の産業分類別統計表を掲載。

#### 第 3 巻 産業編（市区町村表）

市区町村別の産業分類別統計表を掲載。

(3) 二次加工統計編（公表は、平成13年2月末日以降を予定）

#### 第一部 業態別統計表

小売商店について、主に都道府県別の業態別の統計表を掲載。

#### 第二部 大規模小売店舗統計表

小売商店について、都道府県別の大規模小売店舗に関する統計表を掲載。

#### 第三部 立地環境特性別統計表

小売商店について、都道府県別の立地環境特性別の統計表を掲載。

### 4. 問い合わせ先

この統計速報についての照会は、下記までお願いします。

〒 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

通商産業大臣官房調査統計部商工統計課

電話（03）3501-9945、9929（ダイヤルイン）

本書に記載されている内容は通商産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用 URL <http://www.miti.go.jp/stat-j/h-menu-j.html>